

令和6年度答申第21号
令和6年7月17日

諮問番号 令和6年度諮問第9号（令和6年5月23日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物処理施設変更不許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）15条の2の6第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可を申請（以下「本件申請」という。）したところ、A知事（以下「処分庁」という。）が本件申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）廃掃法15条の2の6第1項は、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る廃掃法15条2項4号から7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定し、同項5号は、産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を掲げる。

- (2) 廃掃法15条の2の6第2項の規定により同条1項の許可について準用される廃掃法15条の2第1項は、都道府県知事は、廃掃法15条1項の許可の申請が、廃掃法15条の2第1項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、廃掃法15条1項の許可をしてはならない旨規定し、廃掃法15条の2第1項1号は、その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していることを掲げる。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、一般廃棄物、産業廃棄物の収集処理及び販売等を営む有限会社であり、平成3年9月17日付けで処分庁から許可を得て、B地に産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「本件処分場」という。）を設置している。

（令和元年5月20日付け履歴事項全部証明書、平成29年6月1日付け産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び添付書類）

- (2) 審査請求人は、平成25年5月7日付けで、処分庁に対し、廃掃法15条の2の6第1項の規定に基づき、本件処分場にC地を加え、埋立面積を3743㎡から7903㎡に、埋立容量を2万6698㎥から7万㎥に変更することを内容とする産業廃棄物処理施設変更許可申請（以下「前回申請」という。）を行い、処分庁は、平成28年3月24日付けで前回申請を不許可とする処分（以下「前回不許可処分」という。）をした。

（平成25年5月7日付け産業廃棄物処理施設変更許可申請書、平成28年3月24日付け不許可処分通知書）

- (3) 審査請求人は、平成29年6月1日付けで、処分庁に対し、廃掃法15条の2の6第1項の規定に基づき、本件処分場にC地を加え、埋立面積を3743㎡から7903㎡に、埋立容量を2万6698㎥から7万㎥に変更することを内容とする産業廃棄物処理施設変更許可申請（本件申請）を行い、処分庁は、平成31年3月11日付けで本件申請を不許可とする処分（本件不許可処分）をした。なお、その通知書（以下「本件不許可処分通知書」という。）には、「この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができる。」と記載されていた。

（平成29年6月1日付け産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び添付書類、本件不許可処分通知書）

- (4) 審査請求人は、令和元年6月7日、審査庁に対し、本件不許可処分を不服として審査請求をした。

(諮問説明書、審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和6年5月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件不許可処分の理由①（本件申請において、既存処分場廃棄物層の土質定数測定に簡易支持力測定器（以下「キャスポル」という。）を適用する合理的な理由が示されていないこと）について

ア 処分の理由

処分庁は、本件申請において、審査請求人が既存処分場廃棄物層の土質定数測定にキャスポルを適用する合理的な理由を示していないことを本件不許可処分の理由としている。

しかし、本件申請において、キャスポルを適用することは十分合理的である。

イ キャスポルを用いた土質定数測定の方法は適格であること

キャスポルは、ランマー（重錘）を一定の高さから地盤に自由落下させたときに生ずる衝撃加速度の最大値とC B R値等とを相関させる衝撃加速度法を基本原理とした簡易支持力測定器である。これを廃棄物の埋立状況を把握する手法として用いることにより、現場の土地の全体像（部分的な強度の高低や不安定な場所の特定）を把握することが可能となる。

キャスポルは、ランマーを所定の条件で地盤上に自由落下させたときの衝撃加速度を高精度で測定できる。また、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所により開発され、きめ細かい施工管理、地盤調査の省力化、建設費の縮減などに役立つものであり、信頼性及び有効性の高い測定器として業界において広く一般に普及している。

また、キャスポルは他の現場での使用事例が複数あり、その測定能力も高い評価を得ている。埋立廃棄物にキャスポルを用いて測定することで、土質定数が推定できることを明らかにした論文（「プラスチック等が混入した廃棄物地盤の強度特性と現場試験方法」）も存在する。

したがって、キャスポルは、高精度で土質定数値を測定することが可能であり、その信頼性も高いから、キャスポルを用いた土質定数測定の方法

は適格である。

ウ 本件処分場の土地（以下「本件土地」という。）において、キャスポルを用いた土質定数値の測定方法は合理的であること

本件土地においても、高精度で土質定数値を測定するためにキャスポルを用いることは有効である。また、本件土地についてキャスポルの使用が不都合又は不合理であるという事情は存在しない。下記エのとおり、本件土地についてキャスポルを用いた実証実験で得られた値に関し、正確性が特に疑われる事情もない。さらに、他の測定機器により測定することが法令、規則、通達等により定められているわけではなく、キャスポルの使用を禁止する規定もない。そもそも、キャスポルを用いて実測を行うことになったのは、本件申請に先立つ前回申請を行った際、処分庁から実測を行うよう指導を受け、キャスポルを用いて実測を行う旨伝えたところ何ら疑義を呈されることがなかったためである。そして、前回申請に当たってはキャスポルを用いた実測値と文献値の両者を提出しているが、前回不許可処分を受けた際、キャスポルを用いた点については何ら不許可処分の理由には触れられることはなかった。すなわち、処分庁は前回申請の際には、キャスポルを用いることを認めていたのである。処分庁は、「廃棄物層について実測は求めているが、当方から測定にキャスポルを用いることを指示したことはない」、また、キャスポルにより測定する旨の説明を受けているにも関わらず、「内諾はしていない」旨を主張する。しかし、異議を述べたことはなかったのだから、審査請求人としては、容認されたものと考えるのが当然である。また、キャスポルによる測定中止も求められていないのだから、審査請求人は、問題ないものとしてキャスポルによる測定を実施したのである。それを審査請求の段階に至ってキャスポルによる測定は認めない旨の主張は、本件申請手続の適正手続に対する審査請求人の信頼を著しく害するものである。

処分庁は、一軸せん断試験などの測定方法の実施について繰り返し述べている。しかし、多種雑多な廃棄物が埋め立てられる廃棄物層において一軸せん断試験を行う供試体の作成が可能かどうかについては、はなはだ疑問である。埋立廃棄物には廃プラスチック類やゴムくずが15cm正方形以内で中空でないものがあること、金属くずはおおむね1m以内の長さが含まれ、平均的な試供体はそもそも造作が不可能であり、せん断面にこれらの大きさの物体が存在する場合に測定結果を得ることができない。した

がって、一軸せん断試験のような直接的な土質定数の測定方法では、測定結果を比較することができず、キャスポルが唯一の方法である。

したがって、本件土地におけるキャスポルを用いた土質定数値の測定方法は合理的である。

エ 本件申請において測定した土質定数値は正確であり、これを考慮して定められた設計採用値は合理的であること

(ア) 一般に、廃棄物最終処分場に埋め立てる廃棄物の性状は、異なる廃棄物が互いに混じり合い、複合的なものである。そのため、審査請求人は、最終処分場の計画・設計において、一般的な文献として著名な「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」（社団法人全国都市清掃会議著。以下「計画・設計要領」という。）記載の埋立廃棄物の土質定数事例を用いて、土質定数値を採用している。本件土地においても、上記文献記載の値（文献による値）を採用して検討した。

もっとも、本件申請は既存の本件処分場を拡張するものであり、処分庁から現状埋立地盤から土質定数を測定し設計するよう指導を受けたことから、審査請求人は、実証実験を行って土質定数値を計測した。

(イ) この実証実験により得られた値と上記文献による値とを比較すると、単位体積重量及び内部摩擦角については、実証実験で得られた値は文献による値の範囲内であり、粘着力については、実証実験で得られた値は上限値において文献による値を上回っていたが、既往の最大最小の中間程度の値であり、合理的にあり得る粘着力であった。

(ウ) 上記（イ）の結果を踏まえ、審査請求人は、安全性を重視して、本件申請における設計採用値を定めることにした。すなわち、単位体積重量については実証実験で得られた値の最大値を、内部摩擦角については、実証実験で得られた値の最小値を、粘着力については、文献による値の範囲内にあり、実証実験で得られた値の最小値を採用した。

これらの設計採用値は、いずれも文献による値と比較して正当なものであり、安定評価上最も厳しい値である。したがって、安全性の観点から、いずれも設計根拠として採用することに問題はない。

(エ) よって、本件申請において測定された土質定数値は正確であり、これに基づき安全性を重視した上で定めた設計採用値は合理的である。

オ そもそも最終処分場の安定計算において実測は不適合であるため不要

であるとされていること＝文献値で足りるとされていること

(ア) 処分庁は、弁明書において、キャスポルによる測定値を構造物の設計に反映することは、キャスポルの開発時に想定されておらず、本件において審査請求人が行った安定計算をもって安全性が確認できない、と主張している。

(イ) A 開発時の想定と実際に普及しているかどうかは関係がないこと

しかし、キャスポルによる測定が信頼性あるものとして普及しているかどうかは、キャスポルの開発時にどのような使用が想定されていたかどうかとは直接かわりがない。開発時に想定されていた方法とは異なる使用が行われ、当該使用方法が広く普及することは社会通念上一般の知見の範囲である。

B 最終処分場の安定計算は本来文献値で足りるとされていること

審査請求人が本件設計の安定計算にキャスポルを用いたのは、本来安定計算は文献値で足りるとされているところ、前回申請に係る事前協議手続中の平成26年6月30日に、担当者より、本件は変更許可申請であり、既存の最終処分場があることから実測値を採用し計算し直すよう強い指導を受け、キャスポルを用いて実測し計算を行ったものである。

この際、審査請求人は、最終処分場における埋立廃棄物は、廃プラスチックからゴムくず、金属くず、がれき類等多岐にわたり、既存埋立地からの試料サンプリングに均一性を求めることは困難であり、盛土安定計算の条件となる土質定数の設定は不可能であることから、最終処分場の安定計算に実測値を求めるのは適切ではないことを繰り返し説明したものの、処分庁の担当者が既存の最終処分場をもって実測を行うことを強く主張したため、平成26年11月頃、実測はキャスポルをもって行うことを説明し、処分庁の内諾を受けたうえ、キャスポルをもって実測を行った。キャスポルによる実測は、処分庁の指導により二度行っている。

実測したところ、安定性を示す粘着力について、処分庁より「これまで用いた資料よりも極端に大きな数値が出ている」として、測定方法を変えるか、もしくは簡易測定で得た値と文献値から最も不安定となる数値を選択して安定性の評価を行うよう指導を受けた。

しかし、簡易測定で得た値と文献値を用いて安定計算を行うというように、異なる基準に基づく数値により計算を行うことは、計算自体の信頼性に全く反する。また、本件処分場における実測の結果、文献値よりも高い安定性を示す数値となることは、それが「極端に高い」数値となっても予測の範囲内である。

処分庁は、実測すれば文献値よりも安定性は低くなるのではないかと予想していたものの、これに反して文献値よりも高い安定性を示す数値が出たためこれに反発したものにすぎない。

最終処分場の安定計算においては、通常は「既存の最終処分場」の存在は予定されておらず、かつ、安定計算の根拠となる土質定数の設定を設けることはその性質上困難であること等から文献値に基づくものとされている。その意味で、もともとキャスポルは最終処分場の設計時の安定性計算に使用することが予定されていたものではないことはそのとおりであるが、そうであるからといってキャスポルに基づく安定性の計算が信頼できないことにはならない。

処分庁は、そもそも文献値で足りるとするべき安定性計算に不適合な実測値を求め、キャスポルによる実測を容認しておきながら求められた数値に納得ができないため、キャスポルは不適合であると主張しているものにすぎない。

なお、処分庁は、実測に基づく数値について「極端に大きな数値」であると主張しているが、実測に基づいて得られた数値は文献値の範囲内であり、「極端に大きな数値」ですらない。

カ 強度特性は総合的に判断していること

本件処分場の強度特性は、キャスポル試験結果だけで判断したわけではなく、屈折法弾性波探査の結果や過去の文献の値等を総合的に検討評価して設定したものである。

キ 処分庁の指導義務違反（当審査会における主張）

上記ウのとおり、前回不許可処分の理由として、キャスポルを用いた測定が不適切であるとは触れられていない。本件申請においても、審査請求人の認識としては、キャスポルを利用した計算に問題はないのか疑義照会を受けているというものであり、これに対して丁寧に説明を行っているという認識であった。処分庁として、前回申請以来の経緯を踏まえれば、キ

ヤスポルを本件処分場の安定計算に用いることはできないという認識である、ということを明確にすべきであった。

よって、本件申請には処分庁の指導義務違反があり、本件不許可処分は違法である。

(2) 不許可処分の理由②（本件申請において、ジオテキスタイル補強土についての特殊な条件に適した評価を示していないこと）

ア 処分の理由

処分庁は、本件申請において、審査請求人がジオテキスタイル補強土について通常の設計で評価すべき項目のみならず、特殊な条件に適した評価を追加して行うべきであるが、これが示されていないことを本件不許可処分の理由としている。

ここでいう「特殊な条件」とは、水平方向からの力が生じた場合を想定した条件を意味していると解される。しかしながら、本件申請において設置するえん堤（以下「本件えん堤」という。）の構造・位置及び本件土地の形状に鑑みれば、ジオテキスタイル補強土を設計する上で「水平方向からの力が生じた場合」を条件として考慮する必要性はない。

イ ジオテキスタイル工法は極めて安定性の高い工法として一般的に認められているものであること

ジオテキスタイル工法は、面（網）状補強材を用いて土壁の補強及び盛土の補強をする工法である。この工法により補強された土壁構造物は、盛土内にジオテキスタイルを敷設し、そのジオテキスタイルの引張り抵抗や土と補強材の摩擦力やかみ合わせ、及び盛土の圧密促進によって土の強度を高め、盛土全体を安定させている。このジオテキスタイル工法を施された補強土（ジオテキスタイル補強土）は、盛土にせん断方向の応力が増加され、通常盛土よりも急勾配で施工することが可能となる。

ジオテキスタイル工法は、土壁に対するせん断方向の力に対しては高い安定性を有する。また、水平方向からの力に対しても高い安定性を有する。すなわち、ジオテキスタイル補強土壁の設計に当たっては、地震発生時の内的安定、外的安定及び全体安定の各検討においてジオテキスタイルが負担する水平方向の荷重による作用が十分考慮されている。なお、水平方向からの力がおよそ想定できない場合には、ジオテキスタイル工法の安定性は極めて高い。

このことは、他の現場においてもジオテキスタイル工法は有効な方法と

して使われていることから明らかである。

処分庁は、審査請求人の紹介した事例は道路や盛土の法面を補強する目的で使用されているものであり、本件申請の安全性を確認できる事例は不十分であるとしている。審査請求人は、平成29年10月13日付け「補正事項等回答書」において、最終処分場のえん堤に使用された事例を紹介したが、最終処分場の構造が本件申請と異なり、同資料で紹介した事例によっても安全性が確認できないとされた。

ジオテキスタイル工法自体安定性が極めて高い工法であると一般的に認められており広く普及していることは明らかであり、本件申請と同様の施工事例が存在する必要性はない。

しかし、念のため、本件申請と同様の施工事例を紹介すると、①山の斜面に沿って埋め立てていること、②集水地形であること、③ジオテキスタイルを廃棄物を留めるえん堤に使用していること、④えん堤より高く廃棄物を埋め立てる計画であること、という考慮要素に沿うものとして、審査請求人は、D処分場を紹介している。また、本件申請時には施工工事がされていなかったものとして、E処分場を紹介する。

ウ 本件において水平方向からの力が生じた場合を「特殊な条件」として追加してジオテキスタイル工法を用いることに意味がないこと

本件えん堤は、山の斜面に沿って廃棄物を埋め立て、その最下部をジオテキスタイル補強土によるえん堤で留める構造である。しかし、本件えん堤の構造・位置及び本件土地の形状は山の斜面を利用したものであり、本件えん堤の背面に対して水平方向、すなわち真横から力がかかることは考えられない。たとえ大地震が発生して廃棄物層が滑り崩壊する事態が生じたとしても、物理的にみて、本件えん堤の背面の真横から土圧が及ぶことはあり得ない。地震等の際に円弧滑りが生じる場合、滑り面には常に上からの土圧がかかるのであって、真横から水平方向のみの土圧がかかることはなく、円弧滑り面に対して、上及び水平方向から生じる土圧に対しては、本件申請において十分考慮されている。

したがって、水平方向からの力が物理的に生じない以上、そのような力を受けた場合を想定して安定性を評価することには意味がない。そうであれば、廃棄物層が滑り崩壊する可能性を考慮するとしても、本件えん堤が背面の廃棄物層の土圧により水平方向の力を受けた場合というような特殊な条件を前提として安定性を評価すること自体が無意味である。

既往のジオテキスタイルの設計は、①内的安定の検討、②外的安定の検討、③全体安定の検討の手順で行われるが、処分庁の提示したような検討は行わない。えん堤を通るような滑り面は、全体安定の検討の中で、未補強部の盛土と補強部の盛土（えん堤部）が一体となって作用すると考え、背面土圧だけでジオテキスタイルの補強部（えん堤部）が変形することは想定しない。

したがって、処分庁の求める検討は、既往のジオテキスタイルの設計法では信頼できないので、この方法で検討せよとしたものであり、ジオテキスタイル工法の否定に他ならない。

なお、えん堤に与える土圧の水平力については、ジオテキスタイル構造における安定計算において、水平力を含めて計算している（採用しているジオテキスタイル安定計算書は、「ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル（第二回改訂版）」（以下「ジオテキスタイルマニュアル」という。）に準拠して制作された計算プログラムを使用している。）。

また、処分庁は、「本件申請地においては、特殊な条件設定の上より安全側に立って設計計画すべきと判断している。」と主張する。

しかし、本件申請の手続中において、「特殊な条件設定の上」という指摘ないし指導はなかった。

そもそも道路は多数の自動車が通行することから、人命への危険の防止・回避という点で、安定型処分場の設置の場合より、はるかに安全性が求められる。そのような道路の土工においてジオテキスタイル工法が採用されているということは、ジオテキスタイル工法が人命への危険を防止・回避し、安全が確保されていることが認められているからに他ならない。

そうであれば、そのようなジオテキスタイル工法を安定型最終処分場のえん堤に採用することは、当然安全性ないし安定性の面で問題はないというべきである。

エ 処分庁はジオテキスタイル工法を行うことを了承していたことについて

処分庁は、ジオテキスタイル工法をする点について了承していた。すなわち、事前協議手続においても、本件審理中においても、ジオテキスタイル工法の採用に疑義が呈されることはなかった。

このことは、当時において処分庁はジオテキスタイル工法について認め

ていたことを意味する。

(3) 以上から、本件不許可処分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

1 本件不許可処分の適法性について

(1) 本件不許可処分は、本件処分場の設置に関する計画が、廃掃法15条の2第1項1号の規定に基づき定められた一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「本件基準省令」という。）1条1項4号イに適合しないことを理由とするところ、同号イは、埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備が自重、土圧、水圧、地震力等に対して構造耐力上安全であることを規定する。

(2) これらの要件について、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」（平成10年7月16日付け環水企第301号・衛環第63号各都道府県・各政令市廃棄物主管部（局）長宛て環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「留意事項」という。）のほか、安全性の有無及び程度の認定、審査に係る基準に関する法令等の定めは認められないことから、これらの要件に該当するか否かの判断は、専門的技術的な見地からする都道府県知事の合理的な裁量に委ねられているというべきであって、その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものとして違法となる。

2 判断

(1) 本件申請において既存処分場の廃棄物層の土質定数測定にキャスポルを適用することについて

ア 審査請求人は、キャスポルは、高精度で土質定数値を測定することが可能であり、その信頼性も高いから、キャスポルを用いた土質定数測定の方法は適格であると主張する。

しかし、簡易支持力測定器（キャスポル）利用手引き（平成17年6月、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所。以下「手引き」という。）7頁によれば、「キャスポルで精度よく測定できる土質範囲は、最大粒径が

37. 5mm以下、10mm以上の礫を30%以上含まない土質材料である」とされるところ、がれきや廃プラスチック類等を埋め立てている本件処分場の廃棄物層については、現場密度試験の近景の画像からも、キャスポルで精度よく測定できる土質には該当しないことが認められる。

また、廃棄物層の土質測定にキャスポルを用いることについては、プラスチック等が混入した廃棄物地盤の利活用のための地盤評価マニュアル（案）（以下「廃棄物地盤評価マニュアル案」という。）11頁において、「キャスポルを粘着力の概略値を推定するために使用することが可能である」と記載するとともに、廃棄物地盤評価マニュアル案3頁において、力学評価方法のうち、概略評価については安息角試験及びキャスポルを、詳細評価については一面せん断試験等を記載しているが、廃棄物地盤評価マニュアル案の中に、詳細評価においてキャスポルを使用することが可能であるとの記載はない。

このほか、計画・設計要領においては、貯留構造物の設計手段として概略調査と詳細調査を行った後に貯留構造物の設計を行うことと記載（計画・設計要領201頁）し、埋立廃棄物の土質定数事例として一面せん断試験、一軸圧縮試験及び三軸圧縮試験による粘着力およびせん断抵抗角の値を記載している（計画・設計要領207頁）。

これらのことから、廃棄物層の概略評価ではなく詳細評価の段階で廃棄物層の土質定数の測定にキャスポルを使用した本件申請について、詳細評価においてキャスポルを使用することが可能であることを根拠付ける的確な資料は見当たらない。

この点について、審査請求人は、廃棄物地盤にキャスポルを用いて測定することで、土質定数が推定できることを明らかにした論文が存在するなどと主張する。

しかし、当該論文の結論は、キャスポルによって、土質定数の「測定」ではなく「推定」が可能であるとの記載にとどまるとともに、当該論文221頁及び222頁のキャスポル等は「廃棄物地盤で地盤利用等の検討初期に概略的な支持力を把握したいときや、高価な平板載荷試験の実施数抑制のために中間補間的に利用する際の経済的な試験法となり得ると考えられる」との「3. 結果と考察」の内容をまとめたものである。本件処分場の安定計算の詳細評価においては、平板載荷試験は行われておらず、その中間補間的な利用にも当たらないため、当該論文が、本件処分場の詳細評

価においてキャスポルを使用することが可能であることの根拠資料となり得ないことは客観的に明らかである。

また、審査請求人はキャスポルの測定結果だけで判断したわけではなく、屈折法弾性波探査を行い、その結果を安定性の評価検討に利用したため、安全側の設計となると判断できると主張する。その主張は主に、土材料の土質定数の算出方法や自然地盤の基礎の設計値の考えを用いたものであるが、廃棄物層は審査請求人も認めるように埋設廃棄物が不均一であるため、通常の土とは異なる性状であるところ、廃棄物層において屈折法弾性波探査を使用することが可能であるのか、また、廃棄物層においても屈折法弾性波探査により得られた値を用いて土と同様の方法により判断して差し支えないのかとの点について、これらを肯定する具体的な根拠は示されていない。

さらに、審査請求人はキャスポルにより測定された実測値について、既往の最大最小の中間程度の値であり、合理的にあり得る粘着力であると主張するが、文献値は様々な種類の廃棄物層の値を広範に記載していること（計画・設計要領 2 1 1 頁）、また、正確性が確認されていない方法によっても文献値の範囲内の値を測定し得ることは十分考えられることから、審査請求人がキャスポルにより得られたとする値が文献値の範囲内の値であることをもって、キャスポルを使用することが合理的であるということは当然認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

イ また、審査請求人は「処分庁は、そもそも文献値で足りるとするべき安定性計算に不適合な実測値を求め、キャスポルによる実測を容認しておきながら求められた数値に納得ができないため、キャスポルは不適合であると主張しているものにすぎない」と主張する（反論書）。

しかし、「そもそも文献値で足りるとするべき安定性計算に不適合な実測値を求め」との点については、計画・設計要領 2 0 6 頁において「廃棄物圧の計算に用いる廃棄物の内部摩擦角、粘着力および湿潤密度などの数値は、実際の埋立廃棄物による試験によって求めることが望ましいが、他の最終処分場での実測値などで合理的な値が得られる場合は、これを利用することもできる」と記載しているとおり、廃棄物層の土質定数は実際の埋立廃棄物による試験によって求めることが望ましく、「既存施設の拡張に係る申請であって拡張後の埋立廃棄物の内容が現状と変わらないのであ

れば、実際の埋立廃棄物による試験を行い、廃棄物層の物性値を求めることが適切である」という処分庁の判断（再弁明書）に不合理な点はないと解される。

さらに、「キャスポルによる実測を容認しておきながら」という点については、少なくとも審査請求人の主張する「平成26年11月頃、キャスポルをもって測定を行うことを処分庁の担当者に対して説明したところ、担当者はキャスポルをもって測定を行うことに何ら異議を述べなかった」、「調査報告書を処分庁に提出したところ、処分庁から、覆土の上から測定しているため、表面の覆土を除去して再度測定するよう指摘を受けた」（反論書）との事実では、処分庁が審査請求人によるキャスポルの使用を明示的に容認又は承諾していたとまで推察できると認めることはできない。

加えて、審査請求人は、既存の廃棄物層においては、一軸せん断試験等に用いる埋立廃棄物の平均的な試験体の作成が可能か甚だ疑問であり、直接的な土質定数を測定する方法では測定結果を比較することができないため、キャスポルが唯一の測定方法であり、実測値が文献値の範囲内であることから、測定方法に合理性が認められる旨主張する（再反論書）。しかし、審査請求人による、キャスポルの実測値が文献値の範囲内に含まれるとの主張（審査請求書）は、その測定方法について本件処分場へなぜ適用できるのかその合理性を説明できておらず、その測定方法による実測値をもって、本件処分場の構造上の安全性を維持管理計画上担保したことには当然ならない。

したがって、これらの点についても審査請求人の主張は採用できない。

ウ 以上から、本件処分場について、既存処分場の廃棄物層の土質定数測定にキャスポルを使用することについて、審査請求人から合理的な理由が示されておらず、よって、廃棄物層の土質定数が正確ではない可能性があり、安定計算結果の信頼性が担保できず、本件申請のえん堤及び処分場全体の安定性が十分であると判断できないとする処分庁の判断に不合理な点があるとは認められない。

（2）本件申請において、ジオテキスタイル補強土についての特殊な条件に適した評価を行うことについて

ア 審査請求人は、本件えん堤の構造・位置及び本件土地の形状に鑑みれば、ジオテキスタイル補強土を設計する上での水平方向からの力が生じた場合を想定した「特殊な条件」を考慮する必要はなく、本件えん堤や

廃棄物層を含む計画全体について十分な安全性が確認できるというべきであると主張する（審査請求書）。

しかし、計画・設計要領においては、「最終処分場の貯留構造物の計画・設計においては、建設省「河川砂防技術基準（案）」など種類・構造形式が類似した構造物の指針や基準に準拠して行うものとする。ただし、これらに示されるダムの基準などは、貯水を目的としたものであり、その適用に際しては、廃棄物の貯留構造物と貯水構造物との違いを考慮することが、過大設計を防ぎ、安全な構造物を設計する上で重要となる」と記載するほか、「２）設計基準」において「貯留構造物の設計にあたっては、構造物の種類・構造形式に類似の構造物の設計基準がすでにあるので、それに準拠するとともに、廃棄物の貯留構造物であることを考慮して行うことを原則とする」と記載する。

また、「４）廃棄物圧」において「埋め立てられた廃棄物による廃棄物圧は廃棄物の性状及び構造物の種類並びに主働および受働の状態、さらに常時および地震時などの状況に応じた算定をしなければならない」、「５）地震時慣性力」において「地震とは急激な断層運動に伴う振動であり、貯留構造物は地震時には地震による廃棄物圧の変化、構造物の慣性力および埋立地内貯水の動水圧などの影響を受ける」、と記載し、「７）設計荷重の組合わせ」の表 3. 4－6において、どの貯留構造物の種類であっても、荷重の組合せには、地震時廃棄物圧が記載されている。

また、ジオテキスタイルマニュアルにおいても、「本マニュアルは道路を対象にするが、道路以外の用途についても、適用する用途に求められる構造物の性能を考慮し、関連する技術基準を遵守し、本マニュアルを適用することを防ぐものではない」と記載するほか、補強土壁の設計に当たって考慮する荷重として記載されている「①自重」、「②載荷重」、「③土圧」、「④水圧、浮力」、「⑤地震の影響」、「⑥風荷重」、「⑦雪荷重」、「⑧衝突荷重」のうち、⑤地震の影響として考慮するものは「（１）補強土壁の自重に起因する地震時慣性力」、「（２）地震時土圧」、「（３）地盤の液状化の影響」であり、（２）地震時土圧について、内的安定及び外的安定の検討に用いる地震時土圧並びに円弧滑り面を仮定する全体安定の検討においては、それぞれ、内的安定の検討に用いる地震時土圧は、仮定した円弧滑り面上の土塊に水平方向の慣性力を作用させ、滑り面上の土塊の安定に必要な補強材の引張力の合計が、水平土圧として壁面

材に作用すること、外的安定の検討に用いる地震時土圧は、補強土壁を一つの土工構造物とみなし、その背面に地震時土圧が作用するものとし、試行くさび法で仮定した滑り面上の土くさびに水平方向の慣性力を作用させる方法により求めること、補強土壁の全体安定の検討では、補強土壁と背面盛土及び基礎地盤を含めた全体としての滑りや変形に対し、「（１）すべりに対する安定の照査」、「（２）基礎地盤の沈下に対する検討」、「（３）基礎地盤の液状化の影響に対する検討」の項目について安全性を照査することは記載されているものの、廃棄物の最終処分場の貯留構造物の設計において考慮すべきとされる地震時廃棄物圧に相当するような、補強土の壁面に外側から直接かかる力については、検討することとされていない。

これらのことから、道路を対象とするジオテキスタイルマニュアルに準拠して、廃棄物を貯留するえん堤の壁面にジオテキスタイル工法を用いることについて、道路という土木構造物とえん堤という廃棄物の貯留構造物とは、その用途に求められる機能から設計に当たって考慮する内容に異なる点があると解されるにもかかわらず、取り分け地震時廃棄物圧を考慮する必要がなく、本件えん堤や廃棄物層を含む計画全体について十分な安全性が確認できるということを根拠付ける的確な資料は見当たらない。

この点について、審査請求人は、本件申請において、「ジオテキスタイル構造における安定計算において、土圧のえん堤に与える影響として垂直方向の力のみならず、水平力を含めて計算している。なお、採用しているジオテキスタイル安定計算書は、ジオテキスタイルマニュアルに準拠して作成された計算プログラムを使用している」（再反論書）と主張する。

しかし、「ジオテキスタイル補強土壁・急勾配補強盛土設計計算書 F 処理場 完成時 TYPE 1 最大震度」の「２．２ 外的安定の検討」に記載されている内容は、「５．外的安定の検討【常時の場合】」及び「６．外的安定の検討【地震時の場合】」の計算結果の総括であり、また、その計算は、ジオテキスタイルマニュアルに準拠して作成された計算プログラムを使用したものである（再反論書）が、ジオテキスタイルマニュアルにおける外的安定の検討とは、ジオテキスタイルの敷設領域を仮想的な擁壁とみなし、通常の重力式擁壁と扱って、滑動、転倒、支持に対する安定を照査するものであり、廃棄物の最終処分場の貯留構造物の設計において考慮すべきとされる地震時廃棄物圧に相当するような、補強土の壁面に

外側から直接かかる力については検討することとされていないため、本件処分場のえん堤について、地震等の際に廃棄物層の円弧滑り等によって生じる廃棄物がえん堤に与える影響の検討について、審査請求人から合理的な根拠が示されているとは認められない。

イ また、審査請求人は、「既往のジオテキスタイルの設計は、①内的安定の検討、②外的安定の検討、③全体安定の検討の手順で行われるが、処分庁の提示したような検討は行わない。えん堤を通るような滑り面は、全体安定の検討の中で、未補強部の盛土と補強部の盛土（えん堤部）が一体となって作用すると考え、背面土圧だけでジオテキスタイルの補強部（えん堤部）が変形することは想定しない」（再反論書）と主張する。

しかし、上記アで示したとおり、計画・設計要領によれば、種類・構造形式が類似した構造物の指針や基準に準拠して行う際には、廃棄物の貯留構造物と他の構造物との違いを考慮することが、過大設計を防ぎ、安全な構造物を設計する上で重要であり、検討すべき荷重として地震時廃棄物圧が記載されている。

よって、道路を対象としたジオテキスタイルマニュアルにおいて検討することとされていない事項であったとしても、本件申請について、「ジオテキスタイル補強土は、盛土に補強材を施すことでせん断方向の応力を増加させ、通常盛土よりも急勾配で施工することを可能にする技術であり、水平方向からの力に対しては補強材としての効果は見込めず通常盛土と同様の性質であるため、廃棄物層が滑り崩壊する可能性を考慮し、えん堤が背面の廃棄物層の土圧により水平方向の力を受けた場合でも安定であることについて検討することが必要と考えられる。」とする処分庁の判断は不合理であるとは解されない。

したがって、この点についても審査請求人の主張は採用できない。

ウ 以上から、本件処分場のえん堤にジオテキスタイル工法を用いることについて、えん堤が背面の廃棄物層の土圧により水平方向の力を受けた場合でも安定であることについて審査請求人から合理的な理由が示されておらず、よって、えん堤や廃棄物層を含む計画全体について十分な安全性が確認されているとはいえないとする処分庁の判断に不合理な点があるとは認められない。

エ なお、審査請求人は、「平成29年10月13日付け「補正事項等回答書」において、最終処分場のえん堤に使用された事例を紹介したが、

最終処分場の構造が本件申請と異なり、同資料で紹介した事例によっても安全性が確認できないとされた」との処分庁の主張に対して、「ジオテキスタイル工法自体安定性が極めて高い工法であると一般的に認められており広く普及していることは明らかであり、本件申請と同様の施工事例が存在する必要性はない」（反論書）と主張するが、本件不許可処分の理由は、施工実績の有無を根拠とするものではないため、これらの点が本件不許可処分の違法性についての判断を左右するものとは解されない。

オ また、審理員がG県から提出を受けた物件は、E処分場についてジオテキスタイル工法によるえん堤の安全性について検討がなされたものであり、当該物件について審査請求人は本件処分場と同様の施工事例である（反論書）と主張するが、処分庁は、自らが設置した廃棄物処理施設専門委員会において施工事例に係る疑義が生じたため、審査請求人が示した施工実績のうちE処分場を含めた9事例について、本件申請と同様であることを説明するよう審査請求人に疑義照会したものの、審査請求人からの回答にはE処分場に係る記載は存在していなかったとのことであるし（再弁明書）、当該物件の内容を併せて鑑みても、本件申請と同様であるとの確証を得られるだけの情報が得られたとはいえないため、処分庁の主張は不合理で不誠実なものと評価されるものではないと解するのが相当である。

（3）したがって、上記（1）及び（2）のとおり、本件申請において、処分庁の判断の内容が不合理であると認められる点はなく、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものではないことから、本件不許可処分は違法ないし不当と評価されるものではないと解するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年5月23日、審査庁から諮問を受け、同年6月6日、同月27日及び同年7月11日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年6月5日及び同年7月9日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同年6月17日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（1）一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和元年6月7日）から本件諮問（令和6年5月23日）まで4年11か月半を要しているところ、特に、①処分庁から提出された再々弁明書の受付（令和2年2月27日）の

後、審理員による処分庁及び審査請求人に対する照会の実施（同年7月22日）まで約5か月、②同日付け照会に対する処分庁及び審査請求人の回答の受付（同年8月28日及び9月10日）の後、審理員が職権によりG県に物件の提出の求めを行う（令和4年11月18日）まで約2年2か月、③同年12月31日付けの審理員の退職後、新たな審理員の指名（令和5年1月26日）まで約1か月、④同年10月27日付け照会に対する審査請求人の回答の受付（同年11月27日）の後、審理員意見書の提出（令和6年4月19日）まで4か月半を要している。

その理由を審査庁に照会したところ（令和6年6月4日付け審査庁主張書面）、①については、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言や省内の出勤制限等により、他の案件処理もある中、本件審査請求の業務管理が困難であったためとのことであるが、このような期間を要したことに特段の理由があったとは考えられない。

また、②については、処分庁及び審査請求人から格別の主張等が提出されない中で、審理員が、格別、処分庁に対し質問する必要があるか判断していた結果、時間を要したものと推察されるが、審理手続は審理員が適切に進行させるべきであり、当事者からの主張等がないことが手続を進めない理由になるとは考え難く、適切な対応ではなかったため、今後は、このようなことが生じないように、進捗状況を審理員から審査庁に共有し、案件の滞留を防ぐようにしたい、④については、審査請求以外の他の案件処理もある中、当該事件内容の把握及び処理に時間を要することとなったため、今後は速やかに処理を行うよう努めたい、としている。

さらに、③については、省内の決裁に時間を要したためとするが、審理員の退職の意向を把握した時点で適時に後任の人選に入っていれば、このように時間を要することにはならなかったと考えられる（なお、審理員を複数選任することも妨げられない。）。

審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）の目的（1条1項）を踏まえ、上記で自ら説明するように審査請求事件の進行政管理を改善することにより、事件の手続の迅速化を図る必要がある。

- （2）審理員が行った審理手続については、下記3（2）で付言している。
- （3）上記（1）及び（2）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわ

れない。

2 本件不許可処分の適法性及び妥当性について

- (1) 産業廃棄物処理施設の変更許可の基準は、廃掃法 15 条の 2 の 6 第 2 項の規定により準用される廃掃法 15 条の 2 第 1 項で、同項各号のいずれにも適合していると認めるときとされ、同項 1 号で、その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していることとされている。同号の規定を受けた本件基準省令 2 条 1 項 3 号柱書きは、安定型最終処分場にあつては、本件基準省令 1 条 1 項 4 号の規定の例による旨を定め、同号は、埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、①自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること（同号イ）、②埋め立てる一般廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること（同号ロ）の要件を備えたもの（以下「擁壁等」という。）が設けられていることを掲げる。

そして、留意事項別添Ⅳの 4（1）において、安定型最終処分場の擁壁等については、一般廃棄物の最終処分場に関する同Ⅰの 5（擁壁等）に準じて取り扱うこととされ、同Ⅰの 6（構造耐力）は、擁壁、えん堤その他の設備の構造耐力について、次のとおり定める。

荷重及び外力として自重、土圧、水圧、地震力を、さらに水面埋立地においては波力を採用して擁壁等の安定計算（静的設計計算をいう。）を行い、安全性を確認すること。安定計算の対象としては、基礎地盤の支持力、擁壁等構造物の転倒及び滑動等があり十分な安全率を見込んで行うこと。その他の荷重及び外力としては、積載荷重、積雪荷重、風圧力があり、埋立地の状況に応じて採用すること。

- (2) 本件不許可処分は、えん堤やえん堤を含む構造物全体について十分な安全性が確認されていないことを理由とするものであるところ、安定型最終処分場が備えるべき埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備については、本件基準省令 2 条 1 項 3 号の規定によりその例によることとされる本件基準省令 1 条 1 項 4 号イが自重、土圧、水圧、地震力等に対して構造耐力上安全であるとの要件を備えていることとし、留意事項が、かかる構造耐力上安全であることの確認方法について、擁壁等の安定計算（静的設計計算）により安全性を確認することとしているほか、かかる安全性の有無及び程度の認定、審査に係る基準等に関する法令

及び通達の定めは見当たらない。

そうすると、安定型最終処分場が備えるべき埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備の構造耐力上の安全性に係る要件に関する判断は、都道府県知事はその専門的知見に基づいて行う裁量に委ねられているというべきであるが、その判断が法令の趣旨、目的に沿った合理的なものであることを要するのは多言を要しないのであって、重要な事実の基礎を欠くこと、その判断の過程において、考慮すべき事柄を考慮していないこと、又は考慮された事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと等により、判断の内容が社会観念上著しく妥当性を欠くものである場合には、裁量権の範囲を逸脱してされたものとして、かかる判断に基づいてされた施設変更許可の申請に対する許可又は不許可の処分は違法となり、また行政庁の判断の内容が不合理である場合には、当該処分は不当と評価されるものと解するのが相当である。

そこで、この見地から本件不許可処分について検討する。

(3) 次の事実は、審査関係人に争いがなく、これまで認定した事実又は関係資料により認められるものである。

ア 本件申請及び前回申請に係る変更内容は同様のものであって、いずれも、本件処分場に埋め立てる廃棄物の種類は変更せずに埋立面積及び埋立容量を拡大し（一部の廃棄物は、既に本件処分場に埋め立てられた廃棄物の上に更に埋め立てられる。）、貯留施設として新たにジオテキスタイル補強土壁工法によるえん堤を設置するものである（平成29年6月1日付け産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び添付書類、平成25年5月7日付け産業廃棄物処理施設変更許可申請書）。

イ 前回申請において、審査請求人は、埋立廃棄物の盛土形状の安定計算に必要となる土質定数について、当初は文献値を採用していたところ、処分庁から、既存最終処分場があることから、本件処分場での実測値を用いて計算するよう指導が行われた。そこで、審査請求人は、キャスポールを使用して本件処分場の実測を行い、土質定数の補正を行った（土質定数見直しの経緯）。

ウ 本件えん堤の設計について、本件申請と前回申請との間で変更はないが、本件申請においては上記イの補正後の土質定数が用いられている（平成29年6月1日付け産業廃棄物処理施設変更許可申請書添付書類、平成25年5月7日付け産業廃棄物処理施設変更許可申請書）。

エ 前回不許可処分の通知書には、不許可の理由として、地盤の地滑り防止対策が不十分であること、計画されたえん堤の雨水対策ではえん堤の安定性の低下が懸念され、えん堤の構造耐力上の安全性への対策が不十分であることのほか、以下の理由により、廃掃法 15 条の 2 第 1 項 1 号で定める技術上の基準に適合しないこと及び同項 2 号で定める周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮がなされたものではないことが記載されている。

「本件最終処分場は山の斜面に沿って廃棄物を埋め立て、最下部をジオテキスタイル補強土壁で留める構造である。このような構造はこれまでに実績がない特殊な条件での設計であり、通常の設計で評価すべき項目のみならず、特殊な条件に適した評価を追加して行うべきであるが、これが示されていない。

したがって、えん堤、地盤を含めた計画全体について十分な安全性が確認されているとは言えない。」

オ 本件不許可処分通知書では、不許可の理由として、以下の理由により、廃掃法 15 条の 2 第 1 項 1 号で定める技術上の基準に適合しないと記載されている。

(ア) えん堤の安定計算の一部及びえん堤と廃棄物層を含む全体安定計算に使用している廃棄物層の土質定数は、既存処分場の廃棄物層をキャスポルで測定して得た値であるが、キャスポルが精度よく測定できるのは最大粒径 37.5 mm 以下、10 mm 以上の礫を 30 % 以上含まない土質材料であるときであり、本件処分場の廃棄物層はこれに当てはまらなないと考えるべきであるが、本件申請において、既存処分場廃棄物層の土質定数測定にキャスポルを適用する合理的な理由が示されていない。

このことから、廃棄物層の土質定数が正確ではない可能性があり、安定計算結果の信頼性が確保できず、当該計画のえん堤及び処分場全体の安定性が十分であると判断できない。

(イ) ジオテキスタイル補強土は、盛土に補強材を施すことでせん断方向の応力を増加させ、通常盛土よりも急勾配で施工することを可能にする技術であり、水平方向からの力に対しては補強材の効果は見込めず通常盛土と同様の性質であるため、廃棄物層が滑り崩壊する可能性を考慮し、えん堤が背面の廃棄物層の土圧により水平方向の力を受けた

場合でも安定であることについて検討することが必要と考えられる。

本件申請は、山の斜面に沿って廃棄物を埋め立て、その最下部をジオテキスタイル補強土によるえん堤で留める構造であるため、通常的设计で評価すべき項目のみならず、特殊な条件に適した評価を追加して行うべきであるが、これが示されていない。

このことから、えん堤や廃棄物層を含む計画全体について十分な安全性が確認されているとはいえない。

(4) キャスポルによる測定の合理性について

ア 審査請求人は、本件申請においてそもそも土質定数は文献値を用いれば足りるし、実測値を用いる場合であっても土質定数にキャスポルで測定して得た値を用いることは合理的である旨主張する。

イ 本件申請が、上記(3)アのとおり既存の最終処分場を拡張するものであって、既に埋め立てられた廃棄物の上に更に同種の廃棄物を埋め立てる計画であること、計画・設計要領において「廃棄物圧の計算に用いる廃棄物の内部摩擦角、粘着力および湿潤密度などの数値は、実際の埋立廃棄物による試験によって求めることが望ましい」とされていることからすれば、処分庁が、前回申請において審査請求人に対し、土質定数は文献値ではなく本件処分場の既存廃棄物層の実測値を用いるよう指導し、本件申請においてもその考えを維持していることは、不合理とはいえない。

また、手引きによるとキャスポルが精度よく測定できるのは最大粒径37.5mm以下、10mm以上の礫を30%以上含まない土質材料とされているが、本件処分場の既存廃棄物層がこの条件に合致することについて、一件記録をみても審査請求人から説明がされているとは認められない。また、廃棄物地盤評価マニュアル案によれば、そもそもキャスポルは、重量構造物の設置の可能性等を把握するための概略的な評価時の簡易な現場試験法として有効とされ、粘着力等を概略的に推定したい場合に利用可能なものとされているにすぎず、詳細評価に使用できるとの記載はない。

ウ 審査請求人は、一軸せん断試験等の他の測定方法では測定結果を比較できないからキャスポルが唯一の測定方法である旨、キャスポルを利用して得られた実測値は文献値の範囲内であるから安全性は確認されている旨及び本件処分場の強度特性はキャスポル試験結果だけでなく屈折法弾性波探査の結果や過去の文献の値等を総合的に検討評価している旨主

張するが、そもそもこれらの主張は、本件処分場の土質定数をキャスポールによって精度よく測定できることを前提とした主張であると解される
ところ、当該前提が認められないことについては上記イのとおりである
から、審査請求人の当該主張は採用できない。

また、審査請求人は、前回申請において処分庁はキャスポールによる本件
処分場の測定に疑義を呈さず内諾していた旨及び前回不許可処分において
不許可の理由としてキャスポールを用いた測定が不適切であるとは触れられ
ておらず、処分庁の指導義務違反がある旨主張するが、前回申請は本件申
請とは飽くまで別の手続であるし、一件記録をみても本件申請に係る処理
の過程で処分庁から審査請求人に対してキャスポールによる測定についての
疑義は示されており、本件不許可処分通知書にも上記（３）オ（ア）のと
おり記載されているのであるから、審査請求人の当該主張は採用できない。

エ そうすると、本件申請に係る土質定数の測定に当たりキャスポールを使
用することの合理性が示されているとはいえない。

（５）ジオテキスタイル補強土によるえん堤の設置について

ア 審査請求人は、ジオテキスタイル工法は土壁に対するせん断方向の力
に対する安定性を高め、水平方向からの力にも高い安定性を有するもの
であるし、本件えん堤の背面に真横から土圧が及ぶことはあり得ないか
ら水平方向からの力が生じた場合を「特殊な条件」とすることに意味が
ないこと、また、処分庁が追加して確認すべきとする廃棄物層に円弧滑
り面が生じ、本件えん堤に水平方向の土圧が生じた際の安全性について
も検討されている旨主張する。

イ 一件記録をみると、本件えん堤はジオテキスタイルマニュアルに準拠
した計算プログラムを用いて設計されたジオテキスタイル補強土壁であ
ると認められる。この設計の際、ジオテキスタイルマニュアルに沿って、
埋立廃棄物層の荷重の分布の計算や、外的安定の検討として、えん堤を
一つの土工構造物とみなし、その仮想背面に地震時土圧が作用するもの
としての計算、全体安定の検討の中で補強部を通る滑り面も含め、複数
のパターンの円弧滑りが生じた場合の計算が行われている。なお、ジオ
テキスタイルマニュアルによると、全体安定の検討とは、内的安定及び
外的安定を満足する補強土壁の設計に対して、補強土壁を含めた背面盛
土及び基礎地盤を含め、想定される全ての滑りに対して安定しているこ
とを照査することであるとされている。

一方で、処分庁は、本件処分場が集水地形で急峻な谷地形に位置し、山の斜面に沿って廃棄物を埋め立て、その最下部をジオテキスタイル補強土によるえん堤で留める構造であることに着目して、自らに設けられたA廃棄物処理施設専門委員会における議論を経て、地震等の際に廃棄物層に円弧滑り面が生じた際、本件えん堤が受ける水平方向の土圧を計算の上で、その場合の安全性を追加して確認すべきとしている。

ウ 上記（２）のとおり、処分庁が本件えん堤の構造耐力上の安全性に係る要件に関し、その専門的知見から「特殊な条件に適した評価」を求めることは、判断の内容が社会観念上著しく妥当性を欠くものである場合を除き、処分庁の裁量権の範囲内というべきである。

そこで、当審査会において、審査庁から提出されたA廃棄物処理施設専門委員会の議事録及び資料を確認すると、同委員会ではジオテキスタイル工法の特徴や本件処分場の地形、産業廃棄物の最終処分場として長期的に残るものであること等を議論した上で、地震等の際に廃棄物層に円弧滑り面が生じた際、本件えん堤が受ける水平方向の土圧を計算の上で、その場合の安全性の確認の必要があるところ、審査請求人が行ったえん堤の安定計算は不十分であると結論付けており、これに沿った処分庁の判断の内容が社会観念上著しく妥当性を欠くとまではいえない。

エ そうすると、本件処分場のえん堤や廃棄物層を含む計画全体について十分な安全性が確認されているとはいえない。

（６）結論

以上から、本件申請は技術上の基準に適合しているとは認められないので、本件不許可処分が違法又は不当とはいえない。

３ 付言

（１）審査請求に関する教示について

本件不許可処分通知書には、行審法８２条１項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、「この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内」と記載されている（上記第１の２（３））。しかし、審査請求期間について、行審法１８条１項は、処分についての審査請求は処分があったことを知った日の翌日から起算して「３月」を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、上記の教示の内容は誤りである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、処分をす

る際には、審査請求をすることができる期間を行審法18条1項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。

(2) 審理員の審理手続について

本件審査請求は、申請に対する処分に係るものであるところ、審理手続において処分庁が提出した資料に本件申請に係る申請書の添付書類一式はなく、審理員が求めた形跡もうかがえない。また、本件諮問に際しても、審査庁から提出されることはなく、当審査会が求めてようやく提出された。

この点につき審査庁に照会したところ、審理に当たりこれらの文書は処分庁から入手しておらず、審理員は、審査請求人が争点とした点について検討、判断したとのことであった（令和6年6月4日付け審査庁主張書面）。

しかし、審理手続において、どのような申請があつて、どのような処分がされたのかを確認することなく、審査請求人及び処分庁の主張する点のみについて審理を進めることは適切ではない。

審理員は、今後、申請に対する処分に係る審査請求の審理に当たっては、必ず申請書一式の提出を求めた上で、申請の内容と処分の内容とを確認し、当該処分の適法性、妥当性を検証する必要がある。また、審査庁は、行審法17条の審理員候補者名簿に掲載されている者その他の環境省の職員であつて審理員となることが想定される者に対し、定期的に研修を実施するなどして、申請の内容と処分の内容とが検証され、審理手続が適切に行われることを確保する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹